

## 平成 29 年度第 3 回平塚市廃棄物対策審議会議事録

日 時	平成 30 年 1 月 25 日（木）14 時 00 分から 15 時 30 分まで
場 所	平塚市中央公民館 3 階 大会議室
出席委員 （11 名）	原田会長、陶山副会長、佐藤委員、白石委員、市川委員、椎野委員、永澤委員、立岡委員、岩松委員、赤岩委員、石塚委員
事務局 （9 名）	環境部長、循環型社会推進課長、資源循環担当長、収集・分別推進担当長、環境施設課長、施設整備・広域担当長、リサイクルプラザ担当長、破碎処理場担当長、上家主査
傍聴者 （4 名）	あり

### 【審議会】

#### 1 環境部長挨拶

#### 2 審議会等の会議の公開について

平塚市廃棄物対策審議会の委員は総勢 11 名であり、本日の出席者は 11 名。平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 5 条で定められている過半数の 6 名に達しており、会議は成立していることを確認する。

（会長）

前回の審議会では、これまでの審議会で使用した資料をもとに、議論してきた内容を改めて確認しました。その中には、諮問内容の確認や、アンケート調査結果の精査も含まれます。そして、「可燃ごみ」の「戸別収集に関する必要性」と、それに関連する「社会実験の必要性」までは委員の皆さんのコンセンサスが得られたと考えています。ただ、具体的な社会実験の方法論・手法については、委員の皆さんと、事務局の提案との間で、若干ですけれども、認識の差があったものと思います。本日は、資料として配布しております答申素案について、そうした点を踏まえつつ、3つの社会実験がまとめられています。内容については、後程皆さんと論議していきたいと思います。

この審議会も、今年度で第 3 回目になります。この 2 年間を通じて、「戸別収集に関する調査研究」に関しての議論をしてきましたが、やっと、皆さんの御協力ももちまして、こうした報告書のかたちになり、それがお手元に示されました答申素案として仕上がってきました。できれば、本日、この答申素案を答申のかたちに持っていきたいと思いますが、本日も様々な角度から御意見を賜りたいと思っております。それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

（事務局）

それでは、前回までの審議会での議論や、自治会等へのアンケート調査結果を踏まえた、昨年度からの調査研究に関するまとめについて、御説明いたします。資料「戸別収集に関する調査研究について（答申素案）」を御覧ください。

1 ページです。今回の諮問は調査研究というかたちをとっておりますので、目次のとおり、「Ⅲ 調査研究の進め方」「現況把握」「仮説」「検証」といった項目建てになっております。

2 ページです。「1. はじめに」として、ここでは諮問に至る背景を含めまして、この 2 年間の間に何を、どういった視点で検証してきたのかを簡単に記載しております。

3 ページから 4 ページです。3 ページでは、戸別収集の調査研究を依頼した理由を記載しております。

四角で囲っている箇所は、諮問書をそのまま抜粋したものです。ここでは、諮問の契機となった内容として「現況の収集体制を最大限に活用することで、戸別収集に要する経費を抑制できないか検討している」、その部分に下線を付けております。

4 ページでは、そうした理由に基づきまして、廃棄物対策審議会で、調査研究する内容を2点、記載しております。1点は、戸別収集の対象として考えるべき「ごみの区分」、もう1つは、先ほどの「現況の収集体制を最大限に活用」し、戸別収集を実施する場合の条件に関する内容です。

5 ページです。ここでは、調査研究の進め方を、「STEP 1」から「STEP 6」に至る内容をフローとしてまとめております。

6 ページです。この6ページから18ページまでは、現況把握の内容を記しています。内容につきましては、昨年度の廃棄物対策審議会で御提示したものと同一のものでありますので、詳細の説明は省略させていただきます。簡単に内容だけ触れますと、6ページから12ページまでは、平塚市に関する現況把握といたしまして、人口、世帯数、ごみの種類ごとの量、ごみ集積所の数などをそれぞれの関係性においてグラフを用いて整理しています。13ページから15ページまでは、現在戸別収集を実施している都市を例とした現況把握で、住宅の建て方の数や割合、世帯密度、面積、道路状況等を整理しています。

16 ページです。戸別収集の特性を明確にするため、ごみ集積所との比較を整理しています。

17 ページです。戸別収集の方法をイメージするため、大和市の例を転記しております。

18 ページです。実際に戸別収集を行っている都市や、先ほどの他市の現況把握を踏まえ、車両数と人員数において試算した結果を記載しています。

19 ページです。昨年、アンケート調査を実施する前に、廃棄物対策審議会として「中間まとめ」を行った内容です。下段の「中間まとめの結論（仮説）」にあるように、ポイントは「現在のごみ収集体制を最大限活用した可燃ごみの戸別収集が必要」との内容です。そして、この「仮説検証の在り方」として、「この中間まとめをもとに日頃からごみ集積所やごみの分別及び排出等に関わりのある団体等にアンケートを実施し、戸別収集に対する市民ニーズの把握に努めて」ほしいとされたところです。

20 ページです。19ページまでの内容を踏まえて実施したのが、20ページから27ページまでのアンケート調査の内容になります。

21 ページです。ここでは、「ごみ集積所への不満」の割合について、「ア」では全体的な傾向を、「イ」ではそのうち「自宅前の道路上にごみ集積所がある戸建て住宅者」のみを対象として、結果を抽出しています。まず、「ア」ですが、全体としては、ごみ集積所に不満のある割合は54%、ない割合は45%との結果になっています。所属団体別の不満割合を見ると、自治会関係が59%、地区美化推進委員会関係が55%、ごみ減量化推進委員会関係が45%となっています。次に「イ」ですが、最も不満割合の高かった「自治会関係」のうち、自宅前にごみ集積所がある戸建て住宅の方にとっても不満割合は57%となっています。先程の全体的な割合と近似しているということになります。

22 ページです。これは、ごみ集積所への不満の理由が多い順に、項目を列挙しています。「不分別」「カラス被害」「自治会によるごみ集積所の設置や維持管理に対する困難性」といったところが上位に挙げられています。

23 ページです。戸別収集の実施希望に対する全体的な割合を記載しています。図17が共同住宅に関するもので、実施希望は14%、下段の図18の戸建て住宅に関しては50%の希望割合となっています。

24 ページです。これは、所属団体別の戸別収集に対する実施希望です。上段の表17では「自治会関係」48%、「地区美化推進委員会関係」46%、「ごみ減量化推進委員会関係」32%と続きます。下段の表18では、そのうち、戸建て住宅に限定した場合の実施希望の割合を記載していますが、先程の割合よりは、4~10ポイントほど高くなっています。

25 ページです。上段の表19は、戸別収集の優先順位を記載しています。希望の多い順に可燃ごみを週2回収、次に可燃ごみを週1回収となっています。下段の図19は、戸別収集を実施すること

による弊害を記載しています。自宅敷地内にごみ置き場が設置されることとなりますので、それに伴い「カラスや猫による被害が増える」ことや、「ごみ置き場が増えることによる景観面への危惧」または、嫌悪感といったところが上位に挙げられています。

26ページです。戸別収集に関する賛成又は、肯定的な意見です。図20は主な内容を集約化したものです。そして、その内容から、諮問内容に関連した記述を抜粋したのが、下の箇条書きになります。この中には、諮問内容に含まれる、直営収集の最大限の活用の仕方として、「収集効率」「収集回数」「収集対象の限定」といった点を抽出することができます。

27ページです。これは反対に戸別収集に関する反対又は、否定的な意見です。「収集対象の限定」「既存のごみ集積所回収に対する効率性の声」「戸別収集を実施する場合の受益者負担に対する基本的な考え方」などの条件を、抽出することができます。

28ページです。27ページまでのアンケート調査結果と、19ページで記した廃棄物対策審議会としてみんごとの中間まとめの内容を比較したものが、この28ページになります。「ア 戸別収集の対象とするごみの区分の考え方」ですが、審議会としてみんごとの中間まとめでは「可燃ごみ」を挙げていました。一方、アンケート調査においても、「可燃ごみ」に対するニーズが最も多かったことは先ほどのとおりです。また、収集頻度は週2回が最も多く、次に週1回という結果でした。なお、考慮すべき意見として、資源再生物回収金が自治会運営の重要な資金になっているため、戸別収集の対象からは外してほしいといった内容のものがありませんでした。次に、「イ 戸別収集を導入するための家庭系ごみ量等の条件設定の考え方」ですが、審議会としてみんごとの中間まとめでは「現在のごみ収集体制を最大限に活用」というのが内容でした。一方、アンケート調査では、「収集エリアの限定」「収集頻度の工夫」「収集対象者の限定」といったことが記載されていました。ここでは、戸別収集を実施する場合の受益者負担に対する基本的な考え方や、現在のごみ集積所回収に対する効率面からの評価もありました。

29ページです。以上のアンケート調査の結果を踏まえた評価と考察が29ページから30ページになります。「ア 戸別収集の効果」では、戸別収集の実施により、歩道や道路にごみ置き場がなくなることから「公道上の安全」「景観面の改善」「公衆衛生の保持」が期待できること、また、ごみ置き場が自宅敷地内に設置されるため、維持管理面において一部で嫌悪感を抱く者がいる一方、自らの責任においてごみを排出することから、ごみ集積所の設置につきまとう不公平感、そして、ごみの減量化や分別が推進される効果が期待できるとする声は、住居形態に関わらず多いと、まとめることができます。次に「イ 既存のステーション（ごみ集積所）回収に対する評価」については、「戸別収集の効果」で言及したように不公平感がある一方、収集の手間や人件費等の点から効率的とする声も多かったと、まとめることができます。次に「ウ 戸別収集の実施に対する期待値」については、今回のアンケート調査結果をもとに所属団体別にクロス集計をしたところ、ごみ集積所に最も不満の声が多かった「自治会関係」においても、実施希望は59%であること、このうち、自宅前にごみ集積所があり、かつ戸建て住宅の方においては57%であることというように、全体的な期待値の割合と近似する結果であったこと。そして、これは上記のごみ集積所回収に対する効率性への評価と、戸別収集と家庭系ごみ袋の有料化の直接的な関係に賛成の意を示していないことが背景にあると推察されると、まとめることができます。次に「エ 戸別収集の対象と考えられるごみの区分」については、アンケート調査結果から、希望が多かった順に可燃ごみの週2回収、次に可燃ごみの週1回収と続くこと、資源再生物については、既存の買上金制度が自治会収入に及ぼす影響を鑑み慎重とすべき声が見られていることから、ここでは可燃ごみに限った実施を考えるべきと、まとめることができます。次に「オ 費用負担の在り方」についてですが、既存のごみ集積所回収の効率性に対する優位性や、市内の44%が集合住宅であること等を踏まえると、市内の全戸を対象とした戸別収集に対する期待値は高いとは言えないこと。このことを裏付けるのが、戸別収集を希望する「者」や「エリア」を限定した場合における容認の声であり、その実施にあたり必要となる経費については、使用者から受益者負担により徴収すべきであるとする声であること。ただし、こうした受益者負担を求める「者」の中でも高齢社会等を背景とした高齢者や介護者

等を支援する目的での戸別収集については、例外にすべきとする考えも示されていること。この場合、収集対象となる住居形態は集合住宅も含まれるとまとめることができます。次に「カ 戸別収集の導入条件に関するアイデア」についてですが、戸別収集の実施を希望する者に対しては、既存の可燃ごみの収集頻度を週2回から週1回に変更することで経費等の削減を試みる案が示されていること。また、収集の効率性を踏まえた地域の設定や、収集対象を高齢者等の生活支援を必要とする者に限定する案も示されていると、まとめることができます。

31ページです。ここでは中間まとめや、アンケート調査結果を踏まえて、「可燃ごみ」を週1回又は週2回回収した場合のパターンを表として示し、社会実験の必要性を整理しています。32ページの表20の説明を先にいたします。パターン表は全部で8つあります。それぞれの表において縦の列にブロック、横の行に曜日が記載されています。表中の「32」とあるのは、実際、可燃ごみの収集日に直営車が走行している合計数です。それでは、左上の表のパターンを例に説明します。これは週2回回収を5ブロックで行った場合のパターンです。合計欄のところを御覧いただきますと、日曜日と土曜日のところが網掛けになっています。これは直営の収集を行っていないため、この日に収集を行おうとすると新たな人件費や新たな委託料が発生するためです。また、月曜日、水曜日、木曜日については「64」台の車が必要になります。現在の車両数を最大限に活用するというのが、先ほどからの前提になりますので、「64」台が必要となれば、この追加的な部分に対しての費用が当然加算されてきます。また、その下の表の、週1回回収の5ブロックでは、水曜日の合計欄のところにも網掛けが付されています。これは、水曜日はペットボトルとプラクルの回収を直営で行っているためです。台数として32台ですが、この車については可燃ごみの戸別収集に現在はまわすことができませんので、網掛けとなっています。

31ページの2段落目を御覧ください。このように、このパターン表を見ていくと、「現況の収集体制を最大限に活用した戸別収集の可能性」を検証する上で、最も候補となるのは「週1回回収の3ブロック」又は、「週1回回収の4ブロック」のパターンであることがわかります。次の候補は「週1回回収の5ブロック」「週1回回収の6ブロック」「週2回回収3ブロック」と続きますが、この場合、通常収集に加えた新たな収集体制として、新たな費用を伴う民間委託等の実施が必要になります。ただ、いずれかのパターンを採用して、戸別収集を実施する場合でも、現段階では収集車両の種類に応じた積載量、1日当たりの回収頻度（回転数）、回収ルート効率性、ごみ質及びごみの発生量等において明確でないところが多いのが実情です。そのため、戸別収集の導入を検証するにあたっては、こうした戸別収集を行う場合の条件を様々なデータを入手しながら、客観的に検証することが必要になります。

33ページです。ここからは、社会実験の必要性を受け、今後行うべきその手法についての提案を記載しています。

34ページです。まず、社会実験の対象を順に御説明します。「(1) 利便性の向上を目的とした選択的戸別収集」についてです。図22ですが、左から右にかけて、「現在」から「長期的展望」に向けて時間軸を設けています。そして、上段の集合住宅ですが、基本的な世帯は「可燃ごみ」に限定した戸別収集の対象には該当しないと考えられますので、右向きの矢印を付しております。一方、戸建て住宅についてですが、通常のごみ集積所収集と平行して、社会実験を平行して実施しますので、全ての地域で行うことは物理的に難しくなります。つまり、社会実験を行う期間は、市内全域を見渡すと、ごみ集積所とモデル地域の戸別収集が併存するかたちになります。そうした意味において、社会実験としての検証要素を満たし、かつ、一部のモデル地域に限り戸別収集を選択できるという意味で「選択的戸別収集」という表現を用いています。社会実験を行った後のプロセスについてですが、図22のとおり、モデル地域として戸別収集の対象となった方々にアンケートを実施し、その内容について市は情報を把握します。その後、車両数や人員数、コスト等の様々なデータを把握した上で、全市的な水平展開が可能か検証作業を行います。そして、その検証結果をもとに、平塚市民全体に向けて、パブリックコメントを実施するといった段取りになるものと考えております。図22の下を御覧ください。「ア」では、対象と

するごみの区分を「可燃ごみ」、「イ」の条件においては、社会実験になりますので、判断材料を精査するために必要な条件に合致する地域をモデル地域として選定することが望ましいとしております。また、その指定した地域において「全ての戸建て住宅」の方を対象に社会実験をするのか、それとも、その指定した地域の中で戸別収集を希望する方だけを対象に社会実験をするのかという点についてですが、前回までの議論を踏まえまして、ここでは指定した地域における「全ての戸建て住宅」の方を対象とすることとしています。前回のポンチ絵の2つ目のオーダー方式については、38ページにおいて記載しておりますので、改めて御説明いたします。

35ページです。これは社会実験を行うときの、通常のごみ集積所と選択的戸別収集に対する目的等に関する比較表です。

36ページです。これは、前回までの資料でもありましたが、今後福祉的な配慮を必要とする方が増加していくことを想定した、福祉収集の拡充に関する内容です。既存の福祉収集にプラスして行うサービスですが、ここでは可燃ごみのみを対象とするものです。

37ページの表22を御覧ください。既存の福祉収集と、これから行おうとする追加的な福祉収集の案についての比較表です。既存の福祉収集の対象者は、要介護の認定度数や、障がいの等級を判断基準にしています。そのため、なかなかごみ集積所までごみを運搬することが非常に困難であるとの認識のもと、全てのごみを収集の対象としています。一方、今回の追加的な福祉収集はそのような障がいはお持ちでないものの、生活支援や公衆衛生の保持という点から、おむつや在宅医療廃棄物を大量に排出する方々に対しては、収集の支援を行うことが必要ではないかという認識のもと設定しています。36ページの「ア」に戻っていただきまして、そうした理由により、対象とするごみを、介護や子育て等によりオムツ及び在宅医療廃棄物等を含む可燃ごみとし、収集頻度は通常福祉収集と同様、週1回としております。

38ページです。これは、前回のオーダー方式の2つ目に設定したものです。共働き世帯等の理由により、通常のごみ集積所への排出が時間的に困難な方を対象に設定しています。そのため、ごみの区分に問わず、個別対応により、全てのごみを収集することが必要になりますので、(1)や(2)のように、廃棄物対策審議会としての中間まとめや、アンケート調査結果をもとにした設定とは別に、「全てのごみ」を対象としています。なお、このオーダーのニーズについては、母体数として不明瞭なところが多いのが実情です。そのため、(1)の「利便性の向上を目的とした選択的戸別収集」に関して行った社会実験後のアンケートにおいて、そのニーズを把握したいと思っています。(1)の社会実験では、そのモデル地域に含まれる全ての戸建て住宅が対象になりますので、(3)に該当する方に関してのニーズも把握ができるものと考えています。この対象者については、(1)や(2)と異なり、全てのごみの収集が必要になりますので、実施する場合は、受益者負担により民間事業者を活用することが望ましいと考えております。

39ページです。「Ⅷ. 終わりに」では、戸別収集は非常に関心の高いテーマであること、社会実験を行う場合は、現況の収集体制を最大限に活用することをまずは検証すべきであることなどを記載しています。そして、これから迎える本格的な高齢化社会を前に、戸別収集を段階的に充足していくべきことを最後に記載しています。以上でございます。

(会長)

今、全体の説明をしていただきましたけれども、今回の諮問は戸別収集に関する調査研究というかたちで出されていますので、全体的な報告書の体裁も、現況把握が6ページから18ページ、仮説が19ページ、検証が20ページから32ページ、評価と考察が33ページから38ページといった順を踏んだ構成になっています。27ページまでのアンケート調査結果の記述については、これまでの審議会で御説明し、御承認いただきました資料を再掲するかたちとなっています。28ページ以降に関しては、アンケート調査結果と、廃棄物対策審議会の中間まとめとの比較検討の整理を行ったものとなっております。

ます。それに基づいた考察が29ページから30ページにわたって示されている構成となっています。この辺のところがアンケート調査結果を踏まえたまとめになります。その上で、社会実験の必要性や手法が31ページ以降に記載されています。繰り返しになるような説明になりましたが、構成の作り方については、よろしいでしょうか。

(委員)

構成の作り方について御承認いただけますかというお話でしたので、その前に1つ。これまでの会議内容と若干違うようなイメージをお持ちかなと思いますが、その辺りのところを皆さんとの意思疎通を含めて、ポイントだけ説明をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(会長)

これで今決めてしまうということではなくて、ページごとに見直しをしていきますので、そこで御意見をだしていただこうと思っています。

(委員)

わかりました。

(会長)

全体の構成はこれでよろしいかということで、いかがでしょうか。中身については逐次、ページを限定して確認をとっていきます。そのときに何かあれば、御意見をいただきたいと思います。構成についてはよろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

それでは目次の項目にそって、順に確認していきたいと思います。1ページから2ページまでのところはいかがでしょうか。全体の構成にあたる部分になるかと思えます。「はじめに」のところでは、戸別収集との関連性が説明されています。この段階で、御指摘はありますでしょうか。

(全委員)

なし。

(会長)

それでは、2ページまではよろしいですね。次に、3ページから4ページの諮問理由と内容に関して、これはいただいた諮問を具体的に示したものになりますが、何か御意見はありますか。

(全委員)

なし。

(会長)

御承認いただいたということで、次に5ページの調査研究の進め方についてですが、STEP1からSTEP6まで、ここに関して何か御意見はありますか。

(全委員)

なし。

(会長)

これはこういったステップでやってきたということなので、よろしいですね。次に6ページから18ページまでは、これは実際の現状把握をまとめたものです。ここまでに、何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

(委員)

参考までにお聞きしたいのですが、18ページの試算のところですが、この試算はとても難しいと思うのですが、どうやって出されたのでしょうか。

(事務局)

具体的には藤沢市と大和市が戸別収集を行っているところですので、そちらの方にデータをお伺いしまして試算したものです。車両数だと現状の32台が、戸別収集を実施した場合には38台から39台に、人員も同様ですが、戸別収集を実施すると具体的には労力が増えるということでございます。藤沢市を例にして、導入前後の車両数、人員数をもとにして試算したところです。あくまでデータ上の数値です。

(事務局)

付け加えて御説明しますと、この答申素案においても、『藤沢市を例にした単純試算と、「IV-2. 現況把握（その他の環境要因～戸別収集県内実施自治体との比較～）」を試算の根拠としています。昨年度の審議会の中でも、御提示した資料ですが、後者の試算については、実際の道路環境ですとか、住宅密集具合などによって、かなり収集台数等に影響を受けるだろうと、独自に試算した結果になります。その試算とあわせて、ただいま事務局から説明しました単純比較による試算から、こうした幅をもたせた結果としています。

(委員)

昨年も車の台数は足りるのかどうか、足りなくなった場合は民間に委託した方がいいのではないかと、収集の頻度は下がるのではないのでしょうかを御質問したら、ありませんという回答だったと思うのですが、これは現在も変わらないという分析でよろしいのでしょうか。その後、状況が変わって、どうも車両は足りなさそうとか、人的にも足りなさそうだと、目論見がずれてきたということは、特にはないということでしょうか。

(事務局)

先程申し上げればよかったのですが、今お示しした資料、具体的には昨年年第3回廃棄物対策審議会でお示ししたものを転記したものです。あくまで試算というところがございます。本市が具体的にやろうとしたときには改めて検証が必要だと思います。車両が足りる・足りない、というような詳細な分析の上で積み上げているものではないということで御理解いただければと思います。

(会長)

当然、やってみないとわからないということでしょう。藤沢市等をベースに試算してみて、これぐらいは少なくとも必要になるだろうというレベルのものです。よろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

それでは、18ページまでの現状把握については御承認いただいたということで、次に19ページの中間まとめ(仮説)については、何か御意見はありますか。

(全委員)

なし。

(会長)

それでは、19ページの中間まとめ(仮説)については、このかたちでいきたいと思います。それでは、次の20ページから32ページまでのアンケート調査(検証)については、実際に行った調査結果に相当するところですが、何か御意見はありますか。

(委員)

32ページに収集頻度と市内ブロックのパターン表がありますが、週2回回収した場合、Aは日曜日と水曜日に32という数字があり、水曜日のトータルに64の数字が付されています。64ということは32台が足りないということですよね。18ページでは38台から39台とあります。この比較がよくわからないのですが。

(事務局)

これは市内をある程度のブロックにわけて、それを現在の32台で回そうとすると、こういうパターンになるという表です。具体的に収集を行うということになれば、どれだけのごみの量が積載できるのか、収集のルートもどうするかといったところが明確になっておりませんので、社会実験の中で、こういうデータを収集していくこととなります。具体的にこのパターンの中で、やるのが可能かもしれないという例示であります。ごみの量とか、車両の回転数などは考慮していません。

(事務局)

18ページのところは、資料をお読みいただくと試算にあたっては1日あたり270トンをあてはめています。1日に直営職員で動ける最大の台数と人員が現在32台と88人ですが、戸別収集にすると、1日あたり38台から39台くらいは必要になり、人員も99人から101人くらいは予備人員を含めて必要になるということです。32ページは、現在1日あたり32台を動かしていますが、それを動かしてブロックに割っていくと、どうしても被ってしまうところが出てきます。そうすると当然倍の人員が必要になります。資料の中で、週1回の4ブロックになると、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日で32台ずつ、現状にあわせれば、4日間戸別収集にあてることができる、可能性がでてくる、やり方が見えてくるというような表です。週1回の3ブロックのところも同じです。今の体制の中でも可能性がでてくるというものです。被っているところで64となっているところや、ブロックが多くなれば、動かせる車の台数は決まっていますので、週2回となると、ブロックを小さくしなければいけないこととなります。週1回でよいとなれば、ブロックの数は最大で日曜日を入れれば7つまで可能になります。可能ですが、経費や人員数は膨らみますというようなことを、この表は示していると理解していただければと思います。

(委員)



この比較の中で、現状はどのようなかたちで動いているのでしょうか。

(事務局)

現状につきましては、可燃ごみに関してですが、平塚市を2ブロックに分け、月曜日と木曜日の収集ブロックが1つ、火曜日と金曜日の収集ブロックが1つとなっています。それぞれの曜日に32台を投入して、週2回の収集を2ブロックで行っています。月曜日から金曜日までの収集になり、水曜日は空いていますが、この曜日は主にペットボトルとプラクルの収集を32台を投入して行っています。

(委員)

現状もこのパターン表に入れていただけるとわかりやすくなると思います。

(事務局)

ありえないものも含めて様々なパターンをお示しして、その中から可能なものということなのかなと思っています。現状のものも含めて、わかりやすくということでしたので加筆します。

(委員)

最も候補となるのは、週1回の3ブロック、週1回の4ブロックのパターンとあります。これで、34ページの表によると社会実験をした後、アンケートをやりますよね。今、週2回収されている地域が、戸別収集のモデル地区として、週1回になって優先されてしまったら、間違いなく戸別収集でないほうが良かったという結果になりませんか。現在、週2回収しているところは、戸別収集になっても週2回収すべきだと思います。

(事務局)

アンケート調査でも、戸別収集を実施するごみについては、週2回の可燃ごみが第1位、週1回の可燃ごみが第2位という結論でした。そういう部分と、そもそもの諮問の内容というか、現在のごみ収集体制を最大限活用した戸別収集の可能性を調査研究させていただいているところですので、社会実験というかたちで現況の収集体制で、できる範囲を見極めるにあたっては、週1回、場合によっては週2回、これを社会実験としてですね、現況の収集体制で可能かどうか、そういうところを見極めたいという意味合いでございます。

(委員)

社会実験を行った後にアンケートを実施するわけですね。その時に、週2回だったところが、戸別収集になったから週1回になってしまったら、アンケートが違う結論になってしまいませんか。

(事務局)

そういう部分も含めましての社会実験というふうに理解しています。社会実験を行った後のアンケートを行い、様々な意見を踏まえた上で、今後全市的に広げることができるかどうかということを検証していきたいと考えています。ですから、最初から週2回ありきというわけではありません。

(委員)

私も、これは1つのパターンであって、行政が週1回というパターンでやりたいというときに、手を挙げた社会実験に、結果的にこれは困るよ、戸別収集であっても2回にしてくれよというのは、それはそれで1つの答えだと思います。アンケートをした結果が、どうなるかというだけのこと。それが社会実験の要素だと思いますよ。週1回にした方が条件的にいいし、またごみの減量的にも、住民は少し

努力するだろうというような要素を考えたら、まず週1回でやってみてもいい。いろんなことを付け加えてはいけないんだけど、その時に袋は有料化にしますなんて話になったら、週2回ではなく週1回にしてくださいということになるかもしれない。先ほど委員が言われたことだけを考えるのであれば、これは1つのパターンであって、社会実験の要素。これが現実にてでくる答えが、1回だと困るといわれるかもしれないけれど、それが委員が心配される結果が困ると言われたときに、非常にアンケート結果が大きく影響してしまう心配はありますよね。そういうことですよね。

(委員)

はい。

(事務局)

そういった懸念は当然あると思います。そうした結果がでたときには、市役所直営だけでは皆さんが望んでいる戸別収集のかたちとは、少し乖離してしまうかもしれません。では、どうしたらいいのか。民間活用なのか。経費はどうすればいいのか。ということも、またアンケート結果を受けた後に考えていかなければいけないことだと思います。アンケートを受ける前に、そういった機運というか、おそらくあると思うんです。こんなところをとりながら社会実験を重ねていって、いろんなことを解決させていただきたいというのが現状です。

(会長)

社会実験をやるからには、幾つかのパターンを試してみて、そしてアンケートを実施してみて、その結果を分析して、そこから最適解を導き出すものだと思います。

(委員)

もし万が一、袋が有料化になれば、大きい袋や小さい袋出てくると思うのですけれども、人間の性ではないけれど、大きい袋でグルグルとやって、それで週1回で十分っていうパターンになるかもしれません。人間は欲がでるわけなので、1回で出すような確率も高くなると思いました。いっぱいその袋にごみを詰めれば、1回でごみ出しは終わりますので、要するに人間の性で、減量化ではないけれど、袋にぎゅうぎゅう詰めるようになるはずですよ。

(会長)

その辺は、社会実験をした結果を分析したところで反映されていくものだと思います。某市のように財政破綻をしたところであれば、週2回の収集が週1回になったとしても、仕方がないということであきらめのムードがでてくるかもしれませんが、平塚市においてはそういったところがないわけですから、週1回にするということは相当抵抗も大きいことを覚悟の上で社会実験をするという姿勢が必要ですよ。実際にアンケートを行って、どういうかたちをとるか、週1回でなるべく有料化を避けるか、週2回にするとなったで、ましては戸別でやるとなると、おそらくコスト的にあわないでしょうから、有料化の必然性はどうしてもでてくる、というようなことも確認していただけますかというような言葉をアンケートの中で、直接は聞けないかもしれませんが、そういったニュアンスのことは聞いていくものだと思います。他に御意見はどうですか。

(委員)

時間帯のことですが、就業時間が8時15分から17時ということですが、話に聞くと、15時には終わって違うことをやっていると聞くんですけど、17時までには働くようにはできないですか。

(事務局)

当然週明けの部分、月曜日、火曜日のところと、木曜日、金曜日の収集量は全然違います。当然週明けの方が量は多いので、16時に大神に入れて、洗車して帰ってくるので、だいたい16時から17時の間になります。少なからず、木曜日と金曜日は早い帰りの車もありますけれど、16時から16時30分くらいに帰ってくる車が多いです。その後でというのは、どうしても時間いっぱい車を走らせて、現場を走っていなさいというわけにもいきませんから、当然自分の割り当てのブロックが終われば、帰ってくる車があります。おそらく15時に帰ってきている車は、ペットボトルやプラクルを収集する場合は量も少ないですし、集積所の数も可燃ごみと比べ少ないですから、積めるだけ積んで収集し、3回転で終えることもあるからだと思います。そういった車は早めに帰ってきています。水曜日には戻ってくる車が早いということはありませんが、可燃ごみに関していうと、そこまで早く帰ってこれるような現状ではありません。

(委員)

17時まで働いていますか。

(事務局)

17時までには職場にいて、打合せなどをしています。

(委員)

回収する方ですよ。

(事務局)

はい。

(会長)

よろしいでしょうか。戸別収集になれば、もう少し時間がかかることになるでしょうね。そうしたところも社会実験をしてみないとわからないということだろうと思います。それでは32ページまでのアンケート調査の検証については御了承いただいたということでもよろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(会長)

それでは、33ページから39ページのアンケート調査結果を踏まえた社会実験の在り方について、何か御質問を含めてございますか。

(委員)

指定された地域に関しては、全ての戸建て住宅を対象とすると書いてあるんですが、この場合の地域というのは、平塚市でA B C D E F Gの7地域あるんですか、自治会単位ではなく、地域単位ということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

まさに社会実験の内容というところでございまして、今回についてはこういったパターンが考えられるのではないかとということで、3つのパターンの御提案ということでございます。具体的にどの地域を

ということに関しては、いつ、どのようなかたちで社会実験をやっていくのかということは、これにつきましては事務局の方で十分考えた中で、審議会の方にも御相談させていただきながら、詰めていきたいと思えます。やはり自治会の御協力ができない内容になりますので、十分理解を得ながら進めていきたいと思えます。

(委員)

補足しますけれど、今7ブロックという話がありましたが、それは先ほどの表を見て言われたことですよね。平塚市には大きく分けると24地区あり、細かく分けると229自治会があります。それをどう変えるかは、事務局の方も考えるところでしょう。24地区のうち1地区でやるのか、それとも229自治会のうちの何地区かをやるのかは、それはまだ決まっていないということでしょう。

(会長)

社会的実験はやるということは決まっていますが、どこを対象としてやるかということは、まだこれからの課題です。自治会と意見交換をしないと、社会実験も機能しないということになりかねません。ただ、社会的実験をやるという方向性については、基本方針の中で触れられていますし、社会実験の対象、プロセスのイメージ図、対象は可燃ごみに限定するというようなところがメインになると思えます。何かほかにございますか。

(委員)

図22のパブリックコメントの実施までは、どれくらいの期間をイメージしていますか。

(事務局)

スケジュールについては未定です。少なくとも準備ができ次第、やっていくということではありますが、まず社会実験の内容を詰めていかなければいけませんし、その後のアンケート調査も行わなければいけません。その後にアンケート調査を踏まえた上で、全市的にどのように広げていくのかといったことの検証も必要です。そして、その後のパブリックコメントになろうと思えますので、長期的な視点の中でということしか申し上げることができません。

(事務局)

少し補足をさせていただきますと、皆さんから答申をいただくことになった後に、来年度以降、じゃあどういったかたちで、社会実験をやっていくのかというような御議論を皆さまと一緒にやっていきたいと思っています。その後に社会実験を行っていくということになります。社会実験は先ほどから申し上げていますとおり、週1回やったりとか、週2回やったりとか、それをいろいろな地域で、市街地でやったり、同じ条件で郊外でやったりとか、いろんなパターンで社会実験をやりたいと考えています。その結果を分析して、平塚市の求める戸別収集のやり方というものを検討していくというようなことを思っております。ただ、その中には直営職員の退職もどんどん迎えてまいりますので、実際、先ほどから試算しているような数字の人数が確保できなくなっていくということも予想される場所です。そんなところも見ながら考えていきたいところですので、10年20年先というわけにはいきません。もう少し短いスパンで、実際にどうしていくかということを決めていかなければいけないと思っています。

(会長)

今、御説明いただきましたように、答申には社会的実験はやるということを明記しています。

(委員)

現在32台が現実的にプラごみを除きフル稼働している中で、どうやって社会実験を行うのですか。

(事務局)

実際には32台は社会実験をする地域とは別に、通常どおりの収集を続けなくてはいけませんので、そうしたところをキープしながら、今直営で持っている仕事のうち可燃ごみ以外の仕事も含めて、退職もします、当然行革の側面から整理もしていく、民間活用も考えていかなければならない、一部直営の仕事为民間にとということも社会実験のところで必要になってくる可能性もあることを含んでいます、

(委員)

ペットボトルやプラクルもゆくゆくは民間委託の中に含まれてくるのですか。

(事務局)

それは行革のこともありますので、はっきりとこれだということでは進めていません。ただし、全体としては社会実験も直営でやらなければいけないですし、可燃ごみの収集もできる限り直営で行わなければいけません、一部直営では持ちきれない部分が出てきた場合には、いま人員不補充の考えのもとやっているところなので、民間委託という考えも出てくると思います。ただし、具体的にこれこれの時期にどのごみを民間委託するといったコンセンサスを得られているような状況ではありませんので、社会実験のあり様を考えていく中で、進められるものは早急に進めていくかたちになると思います。

(会長)

原則として直営で、不足が生じた場合はきちっとした説明をした上で民間委託も考えるということですね。その辺りを明らかにするのも社会実験の意義です。

(委員)

職員の正規採用は、原則、していかないということなんですね。

(事務局)

今のところはそういった方針立てがされています。

(会長)

ですからまず社会実験をやってみて、明らかに見えてくれば、そういった問題も見えてくるんだと思います。戸別収集でやるとなったら、人員の増強も考えざるを得なくなるということも社会実験をやれば見えてくるということです。まずは、社会実験をやってみて、うまく稼働できるかどうかを確かめるというのが第一。そして、それは短期ではなく、ある程度中長期でスケジュール化していく必要性があるというような御指摘だと思います。

(委員)

34ページの図のところですが、この図の流れを見ると、パブリックコメントの実施の後に、社会実験をやったところだけ、矢印を見ると戸別収集をやるというように見えるのですが、社会実験をやらなところは必ず戸別収集ではなく、ごみ集積所収集を行うということなのではないでしょうか。それとも、全体的に将来的に検討していくのであれば、社会実験を踏まえた上で戸別収集をやるということであれば、社会実験をやらなところについての戸別収集の可能性については、この図を見るとゼロになってしまいます。そういうことでよろしいでしょうか。

(事務局)

パブリックコメントを実施した中で、ごみの収集体制を、市民の意見を聴きながら、今後どうやっていくかを決めていくかたちになります。よく見ていただくと、クエスチョンマークが「ごみ集積所収集(?)」「戸別収集(?)」となっております。パブリックコメントの結果によって、どういうふうな方向性になるかは、現在は決まっていないということで、こういう方向性が考えられるという例示でございます。

(委員)

そういうことであれば、パブリックコメントを実施するというのであれば、両方に矢印を付ける方がいいと思います。

(事務局)

図についてはもう少しわかりやすいかたちに修正したいと思います。

(委員)

万が一、社会実験で戸別収集をやり、アンケートやパブリックコメントを含めて行政的にも無理だなと考えたときに、戸別収集は消えるという想定はありますか。

(事務局)

例えば、全部をやるかどうか、戸別収集といっても方法的にはいろいろなやり方があると思います。直営の現況の体制を活用してどの程度までできるかというところを社会実験の中でやらせていただいて、その上でいろいろなパターンが描かれるというように考えています。

(委員)

集積所の数を5倍にするとか10倍にするとか、そうすればでてくるごみの量は5分の1、10分の1になるでしょうから、全戸収集が難しかった場合は、そういった選択肢もあると思うのですが。でも、やめる勇気というものもあるのでしょうか。

(委員)

ごみ集積所は減らす方向ばかり。だから、アンケートでもこういった個人的偏向の内容が多くなっていると感じます。ごみ集積所を増やすということはありませんのでは。住民の感覚では。

(会長)

パブリックコメントの結果がどうであるかは、やってみないとわからないという側面があります。これが否定的なパブリックコメントの結果が出る可能性はあります。ですから、独走はできないという考え方もあると思うのですが、やはり高齢化社会、弱者支援ということを考えたときに、パブリックコメントの結果が否定的であったとしても、戸別収集はやらざるを得ないというのが、市、与党側の考えでしょう。野党側の考えはそれに反対すればいいのでしょうか。与党側の考えとしてはそうした姿勢は崩せない。そうすると、福祉関係のものは戸別収集にするという方法論は残ると思います。ですから、パブリックコメントをやらなくてはいけないことはわかるのですが、それによって民主主義の独走が起こったときには、必ずしも望ましい方向性ではないものも選ばざるを得ないこともでてくるかと思うのですが。そういう場合でも、平塚市としては基本的にどうするのか、揺れない方向性というのは決めておかないといけないと思います。福祉のこと、超高齢社会にどう対応するか。ごみというのは無くなることはない。少しずつは減っていくと思いますが。

(委員)

そうだと思いますのですが、財政的な部分でごみの行政のいろいろな資料をみせていただいた中で、ごみ収集費から焼却の費用まで赤字な状態にあるわけですね。1キロあたり60数円でしたかね。非常に莫大な経費がかかってきて、それは行政としては赤字であったとしても市民サービスとして行っていることなのでいいのかもしれませんが、藤沢市や大和市のように袋を有料にして、戸別収集をしたことによって、黒字になっている現状もあるわけですから、その部分は福祉に加えて、財政的な部分で必要だと思います。パブリックコメントがあっても。

(会長)

パブリックコメントの結果がマイナスであったとしても、有料化の方向性は避けられないと思います。財政負担の考え方ですね。それをやっぱり多くの市民の方に、コンセンサスが得られるようなかたちで情報提供することも大切になってくるだろうと思います。そのためにも、やはり社会実験をやって、その結果に基づいて、きちっと減量化の方向性の必然性みたいなものを説明していかざるを得ない時代になると思います。特に、受益者負担を前提とした有料化の方向性は避けられないと思いますけれど、そのためにはとは言えないかもしれませんが、それを明らかにするためにも社会実験をやって、できるだけ現体制で対応できる方法を探してみることが大事だろうと思います。避けられないかもしれないけれど、有料化の度合いをできるだけ少なくする方向性に結びつけていくためにも、大事な社会実験になります。いろいろな角度でやってみて、その結果をきちんと公表するということが必要です。その辺のところはよろしく願います。他に、ございますか。

(事務局)

先程有料化の話がありましたけれども、この前提となっていることがですね、できる範囲でどんなことができるのかということがまず前提になっていると思います。それを行っていくには、先ほどの御発言にもありましたように、可燃ごみ以外で行っている直営業務、そういったものをまず整理していかなければ経費削減というふうには、住民の方には捉えられないと思います。そういったことをやってみて、なおかつ、ごみを減らすんだよ、CO2を減らすんだよ、それ以外の社会問題となっているごみ屋敷の対策をどうするといった、そういったいろいろなごみ環境の問題を含めたかたちで、有料化とか大きな話として改めて考えざるを得ないのかなと思います。まずは、今できることは何なのか、行政の支出を整理しなければいけない部分は先にやらないといけないよね、その後で足りなかったらどうしますかということなのかなと思います。

(会長)

有料化ありきでは絶対にいけない。まずは現体制でどこまでできるか。どれくらいの不足がでるのか。民間委託する場合はどこまでする必要があるのか。それに関連してどれくらい経費は増えるのか。というようなことも今回の社会実験の中で検証することが大事で、その結果、どうしようもなければ、有料化の方向性を探らざるを得ないということになります。有料化ありきが前提では絶対にいけないということです。このあたりのコンセンサスは得られていると思います。何かほかにもございますか。

(全委員)

なし。

(会長)

それでは39ページまで終わったということになりますが、今回の答申素案につきまして、いまいただいたようなポイントを踏まえて微調整は必要だと思います。この答申素案そのものをある程度認めて

いただけますか。私と事務局の間で更なる詰めをすると同時に、特に社会実験に関しては、もう少しいろいろな側面を検討していく必要があると思いますけれども、そういったところも含めて、素案そのものの方向性を認めていただければと思います。そこは決めておきたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

36ページの既存の福祉収集というのは実施されているのですか。

(事務局)

実施しています。37ページのところに、既存の福祉収集ということで、安否確認を含めてということで80件近く対応しています。これは寝たきりであったり、介護が必要であったりということで、自分ではごみ集積所までごみを持っていけない方を対象に、お宅まで伺って、声かけをして、いろんな市の情報だとか、福祉部門を取り次ぎながらやっています。そういった同じものを、件数だけ増やすということは難しいので、可燃ごみに絞って、生活支援ということで、老老介護なのでオムツがいっぱいになってしまう、なので集積所には出しにくい、なかなか持っていけない、そういったご家庭の生活支援として申込していただければ、可燃ごみについては戸別収集をしていきたいと思いますというものです。ですから、既存の福祉収集プラス可燃ごみについてのみにはなりますが、範囲を広げて生活支援をさせていただく、戸別収集の充実という意味のものです。

(委員)

要介護とは関係ないのだけれども、足腰が弱ってしまって、出しに行くのは有料になっても構わないのでやってほしいという高齢者を対象に実施するというものですね。

(事務局)

条件設定はまだこれからですが、福祉の戸別収集と言われているもの、介護とか障がいとかのところではなく、いま地域の福祉村等で御協力いただいているような部分を含めて状況設定を実情に応じて生活支援という条件設定でさせていただき、やっていきたいと考えています。

(委員)

戸別は「戸」と書くんですけれど、ドアの前まで行っていただけるのですか。戸建て住宅の場合はいいと思うのですが、集合住宅の場合はどうなりますか。

(事務局)

その辺も範囲によると思います。基本的に福祉の戸別収集の場合は、玄関先までになっています。実際のやりようによっては、集合住宅の方も対象になるかと思います。今後の高齢化社会に向けてということですので。今現在でこうしますとは、まだお話することはできません。

(会長)

福祉関係に関しては既存の対応と追加的な対応について、申し出があったら対応していくということだと思います。ほかに何かありますか。

(委員)

5ページのところに図1とあり、6ページでも図1とあります。図の番号がずれていますので修正をお願いします。あと39ページのところで、2025年問題の後ろに(※)が付いています。だいたい※印のあとには説明が入ると思うのですが、必要な場合は注記を入れるか、削除するべきだと思います。



います。

(事務局)

修正します。

(会長)

それでは全体像としてはこれでよろしいでしょうか。答申の素案をできれば、答申の方向へ持っていきたいと思います。中身の検討は私と事務局に預けていただければと思います。

(全委員)

よい。

(会長)

ありがとうございました。それでは微調整について私と事務局にお任せいただくとします。事務局から何かありますか。

(事務局)

答申素案を御承認いただきまして、ありがとうございました。微調整させていただいたものは、皆さんにお配りしたいと思います。2年間にわたって行ってまいりました、この廃棄物対策審議会は御了解いただけるのであれば、これで終了というかたちでよろしいでしょうか。

(会長)

皆さんに御賛同いただけるのであれば、諮問に対しての答申というかたちが整ったということで、あとは対応させていただければと思いますが。

(全委員)

よい。

(委員)

答申をした後、どういう方法でやっていくということを煮詰めていく機会というものはあるのでしょうか。

(事務局)

具体的な社会実験の方法については、翌年度以降の廃棄物対策審議会でやっていくのかなと考えています。

(会長)

今後の重要課題としての社会実験ということですね。ということで、答申作成までは御了承いただいたということで、ここまでの審議会については一応終止符を打つということで対応させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(全委員)

よい。

(事務局)

今回御審議いただきました戸別収集については、平成26年の3月に提言書としていただきました。ただ、平成26年度、27年度はこの問題を廃棄物対策審議会の中で審議をしてきませんでした。そして、平成28年度、29年度に御審議いただいたというところです。前半はさわやか条例の改正について、主に議論をいただきました。後半に戸別収集という、今後の平塚市のごみ収集に関わる大きな問題を、皆さんに御審議いただき、ここで答申というかたちまでまとめさせていただくことができました。誠に中身の濃い、2年間の廃棄物対策審議会だったのかなと思っております。最後に、委員の皆様からは一言ずつ感想をいただきたいと思っております。

(全委員)

<各委員からの感想>

(事務局)

それでは、これで廃棄物対策審議会を終了します。2年間の御審議ありがとうございました。お疲れ様でした。

以上